

意見書第1号

愛知県の福祉医療制度の存続、充実を求める意見書

愛知県は、「行革大綱に係る重点改革プログラム(素案)」において、「子ども、障がい者、母子父子家庭、寝たきり・認知症高齢者等の医療費自己負担に対する公費支給については、将来に予測される所要額の増加に対応し、持続可能な制度」に見直すとして、「一部負担金導入」を含む制度の検討を明らかにした。

この制度は、社会的に特に必要な階層や分野の県民が安心して必要な医療が受けられるよう、住民の要望を反映して市町村が築き上げ、県は市町村単独では財政的に困難なことから市町村が支出する費用の1/2を補助するものとして位置づけられている。

また、この制度は、実施主体である市町村から、子ども医療の対象年齢の拡大、精神障がい者の対象疾病の拡大など、一層の充実が毎年度強く求められている。

しかしながら、愛知県がさらなる行財政改革を進めるためにと発表した「重点改革プログラム策定に向けた重点改革項目及び論点」の中には「福祉医療制度の見直し」が含まれており、福祉医療制度の縮小(対象範囲の削減、所得制限や一部負担金の導入)が危惧される。この制度の存廃は各市町村が行っている医療費助成に大きな影響を与えるものであり、より慎重な検討が必要である。

地方自治法は、「地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本とする」と定めている。県民所得の減少など県民の生活の悪化が顕著になっている現況にあっいま、福祉医療制度はますます重要な施策となっている。

愛知県においては、県民が安心して必要な医療が受けられるよう、福祉医療制度の一層の充実を図ることを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年3月23日

愛知県武豊町議会議長 加藤 美奈子

【提出先】
愛知県知事